



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第8号 令和6年2月15日発行

目次

は県例規集登載

【条例】

番号	表題	担当課名
1	徳島県公立学校情報機器整備基金条例	教育委員会

【規則】

番号	表題	担当課名
1	徳島県技能検定実技試験手数料規則の一部を改正する規則	産業人材育成センター

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県公立学校情報機器整備基金条例（条例第一号）

一 県又は市町村が行う公立の義務教育諸学校における情報機器の整備に係る事業に要する経費に充てるため、徳島県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

二 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

三 基金は、一の事業の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。

四 基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとした。

五 この条例は、公布の日から施行し、令和十一年三月三十一日までに行われる一の事業に要する経費等の精算が完了する日限り、その効力を失うこととした。

● 徳島県技能検定実技試験手数料規則の一部を改正する規則（規則第一号）

一 二級の技能検定実技試験について、手数料の軽減措置を廃止することとした。

二 三級の技能検定実技試験について、手数料の軽減措置の対象年齢を二十五歳未満から二十三歳未満に変更するとともに、雇用保険法に規定する被保険者でない者に対する手数料の軽減措置を設けることとした。

三 その他所要の改正を行うこととした。

四 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、三については、公布の日から施行することとした。

徳島県公立学校情報機器整備基金条例をここに公布する。

令和六年二月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第一号

徳島県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第一条 県又は市町村が行う公立の義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）における情報機器の整備に係る事業に要する経費に充てるため、徳島県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 基金は、第六条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項の補助金等をいう。）の返還に要する経費の財源に充てる場合に処分することができる。
- 3 この条例は、令和十一年三月三十一日までに行われる第一条に規定する事業に要する経費及び前項の返還に要する経費の精算が完了する日限り、その効力を失う。

徳島県規則第一号

徳島県技能検定実技試験手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年二月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県技能検定実技試験手数料規則の一部を改正する規則

徳島県技能検定実技試験手数料規則（平成十二年徳島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）、基礎級及び単一等級の項検定職種の欄を次のように改める。

省令別表第十一の三の三に掲げる職種（省令別表第十一の三の四に掲げる職種並びに機械検査、婦人子供服製造、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図を除く。）
機械検査及び婦人子供服製造
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図

第二条の表一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）、基礎級及び単一等級の項金額の欄中「二十五歳」を「二十三歳」に改め、「雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する」及び「二級又は」を削り、「九千二百円」を「九千二百円、二十三歳未満の者であつて被保険者でないもの（以下「二十三歳未満の非被保険者」という。）が三級を受ける場合にあつては一万三千七百円」に、「六千円」を「六千円、二十三歳未満の非被保険者が三級を受ける場合にあつては一万六千円」に、「四千三百円」を「四千三百円、二十三歳未満の非被保険者が三級を受ける場合にあつては八千八百円」に改め、同表三級（高等学校等の在校生が受ける場合に限る。）の項中「二十五歳未満の被保険者」を「二十三歳未満の者」に改め、同表の備考第二項中「二十五歳」を「二十三歳」に改め、「であつて雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者であるもの」を削り、「者であつて、」を「者（）」に、「において当該被保険者であるもの（同日）」を「（以下「受検申請日」という。）」に改め、同備考に次の一項を加える。

3 この表中「被保険者」とは、受検申請日において雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第四条第一項に規定する被保険者である者をいう。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の表一級、二級、三級（高等学校等の在校生が受ける場合を除く。）、基礎級及び単一等級の項検定職種の欄の改正規定は、公布の日から施行する。